



2021年3月3日

各 位

会社名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員兼COO 横田 信秋
(コード番号 9706 東証第1部)
問合せ先 専務取締役執行役員企画管理本部長 田中 一仁
(TEL. 03 - 5757 - 8409)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

2021年2月17日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 313,000株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式	7,507,900株
① 国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式	4,207,900株
② 海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式	2,987,000株
③ 海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式	313,000株

2. 今回の公募による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	84,476,500株 (2021年3月3日現在)
公募による新株式発行に係る増加株式数	7,507,900株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	91,984,400株

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）により、1,252,100株を上限として、2021年3月30日(火)に、当社普通株式が発行されることがあります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集及び海外募集並びに本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 56,839,400,000 円について、2024 年 3 月末までに総額 50,000,000,000 円を空港処理能力向上と旅客動線最適化に資する第 1 ターミナルの北サテライト新設及び第 2 ターミナルと第 2 ターミナル北サテライト接続のための設備投資資金に、2024 年 3 月末までに 5,000,000,000 円を第 1 ターミナル及び第 2 ターミナルの安全対策等のための設備投資資金に、2022 年 3 月末までに 1,000,000,000 円をビジネスジェット専用施設整備のための設備投資資金に、残額が生じた場合にはその全額を 2023 年 3 月末までに借入金返済資金に充当する予定であります。

詳細につきましては、2021 年 2 月 17 日に公表いたしました「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。